

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともにすべての職員が活躍できる、働きやすい雇用環境の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を、50パーセント以上とする。

<対策>

- ① 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ② 理事会、事務局長会議などで、年次有給休暇の取得について意識喚起を図り、積極的な取組を促進する。
- ③ 本部・支部ごとに年次有給休暇の取得計画表をゴールデンウィーク、夏季休暇等に合わせて作成するとともに、その取得状況を確認するなどにより、年次有給休暇の取得促進を図る。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ① 本部・支部ごとに「ノー残業デー」を設定し、その周知・徹底を図る。
- ② 事務局長会議などで、所定外労働時間削減について意識喚起を図り、その徹底に向けた取組を促進する。

目標3：育児休業、介護休業等の利用の促進を図る。

<対策>

- ① 育児休業制度、介護休業制度等の周知・徹底を図る。
- ② 具体的な利用に当たっては、事前に職場内で十分な話し合いを行い、職場全体での弾力的な対応に努める。

【参考】

職場に占める女性の割合 68.7%（男性 62名 女性 136名） 令和3年7月末現在